

京田辺市立 3 中学校マルチ・ラーニング教室整備業務

審査基準要領

第 1 概要

本業務の審査・選定は、本市が設置する選定委員会により公募型プロポーザル方式で実施する。

第 2 選定委員会

本業務における選定委員会の構成員は、以下のとおりとする。

- ア 委員長：副市長
- イ 委員：教育部長
- ウ 委員：総務部長
- エ 委員：企画政策部長
- オ 委員：教育指導監

第 3 審査方法

- (1) 担当部署が提出書類に基づき参加資格審査を実施する。参加資格を満たす者を企画提案書提出対象とする。なお、参加表明書の提出が多数となった場合は、審査を適正かつ円滑に行うため、第 5 に定める参加資格審査の点数等を基準として選定委員会により企画提案書提出対象者を限定する場合がある。
- (2) 審査会は企画提案書に基づくプレゼンテーション審査により行う。本要領の審査基準で採点し、第 5 及び第 6 に定める技術点及び価格点の合計点が高い者から順位を選定する。同点の場合は見積金額が低い者を上位とする。
- (3) 技術点及び価格点の合計点が満点（100 点）の 6 割（60 点）未満の場合は、候補者として選定しない（一者応募の場合も同じ最低基準を適用）。
- (4) 失格要件は実施要領第 13 のとおり。

第 4 配点

技術点と価格点の配分は 7：3 とする。本業務は、什器選定・空間構成・ICT 連携・既存物品の取扱いなど設計・創意工夫の余地が大きい業務であり、価格のみでは優劣を判断できないため、技術点比率を高く設定するものとする。技術点 70 点、価格点 30 点、合計 100 点とする。

第5 技術点 (70点)

技術点は、参加資格審査 15 点、企画提案・プレゼンテーション 55 点の合計点数とする。

○参加資格審査基準

審査項目	配点
1 経営規模等（経営規模・履行保証力・瑕疵担保力・社会貢献度は総合的に評価し妥当であるか。）	5
2 業務実績（本業務と同種・類似業務の実績があるかどうか。）	5
3 業務体制（仕様書に定める業務を遂行する人材（専門家・有識者・技術者等）は確保できているか。また、情報セキュリティを適正に維持できるか。）	5
小計	15

【評価基準】 5点：大変優れている 4点：優れている 3点：標準
2点：やや劣っている 1点：劣っている

○審査会（プレゼンテーション）審査基準

審査項目	配点
1 事業の目的・背景（主体的・対話的で深い学び）への理解、マルチ・ラーニング教室に適する空間・什器構成の提案	10
2 指定ソフトウェア、要件を満たす機器等の提案	10
3 既存物品の移設・撤去等、内装・電気・配線工事の計画性	10
4 既存 ICT 管理業者との責任分界、学校等との連携・協力体制への理解	10
5 研修及び契約期間中のサポート体制の提案	5
6 工程・進行管理（令和9年2月末完了の確実性、授業等への配慮）	5
7 プレゼンテーション（担当者の意欲、説明の論理的）	5
小計	55

【評価基準】 10点：大変優れている 8点：優れている 6点：標準
4点：やや劣っている 2点：劣っている（項目5～7は2分の1の点とする）

第6 価格点 (30点)

価格点は、提出見積額（起債対象経費を含む本業務総額）により次式で算出する。

価格点 = 30点 × (最低見積価格 ÷ 当該提案者の見積価格)。小数点第2位を四捨五入。

なお、委託上限額 56,347,500 円を超える見積は失格とする。

第7 利害関係の排除

選定委員は、参加者と利害関係がある場合は当該審査に関与しない。参加者が委員に故意に接触した場合は失格とする。

第 8 一者応募の取扱い

応募が 1 者の場合も第 3 から第 6 までにより審査し、合計点が 60 点（6 割）以上の場合に候補者として選定する。6 割未満の場合は不調とし再公募できる。